

今回のテーマ： 2016年度税制改正大綱

2016年度税制改正大綱が閣議決定されました。法人税・消費税に関する主な改正内容はつぎのとおりです。

1. 法人税

制度		改正内容				
実効税率の引下げ	税目区分	現行	2016.4.1～		2018.4.1～	
	法人税	23.9%	23.4%		23.2%	
	事業税所得割（外形標準課税）	6%	3.6%		3.6%	
	実効税率（法人税+地方税）	32.11%	29.97%		29.74%	
外形標準課税の拡大（※1）	税目区分	現行	2016.4.1～		（※1）期末資本金 1 億円超の法人が対象。	
	付加価値割	0.72%	1.2%			
	資本割	0.3%	0.5%			
欠損金の繰越控除制度	控除限度額（※2）	現行	2015.4.1～	2016.4.1～	2017.4.1～	2018.4.1～（※3）
		所得金額×80%	所得金額×65%	所得金額×60%	所得金額×55%	所得金額×50%
減価償却制度	資産区分	現行		2016.4.1～		
	建物附属設備及び構築物（鉱業用以外のもの）	定額法 or 定率法		定額法のみ		
	上記の資産で鉱業用のもの	定額法、定率法 or 生産高比例法		定額法 or 生産高比例法		

（※2）中小法人等（資本金1億円以下の法人で、資本金5億円以上の法人による完全支配関係がある子法人等でない法人）は、所得金額の100%控除可能。 （※3）2018年4月1日から繰越期間を10年に延長（現行：9年）

2. 消費税

制度	改正内容			
税率	現行	2017.4.1～		（※4）飲食料品の譲渡（酒類、外食サービスを除く。）および定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡は税率8%に据え置き。
	8%	10%（※4）		
仕入税額控除要件	変更時期	現行	2017.4.1～	
	保存方式	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式
	記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額 請求書受領者の氏名又は名称 	左記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> 軽減税率の対象品目である旨 税率ごとに合計した対価の額 （注）請求書の交付を受けた事業者による追記も可	左記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> 発行事業者の登録番号 消費税額
	その他	3万円未満の取引等は、帳簿の記載で仕入税額控除可	同左	3万円未満の取引に係る規定は廃止

お見逃しなく！

地方創生推進寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に、寄附金の一定額を税額控除することができる、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設されます。